

廃 対 第 1 0 4 6 号
令和元年(2019年)9月13日

一般社団法人茨城県産業資源循環協会
会長 古矢 満 殿

茨城県県民生活環境部廃棄物対策課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行
について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃より格別の御尽力を賜り、御礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり、令和元年9月5日付け環循規発第19090513号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長より通知がありましたので、御了知願います。

(参考)

1 施行日

令和元年9月4日

2 概要

産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。)第10条の4の2各号に掲げる基準に適合すると認められた者(優良産廃処分業者)が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とすることができる。

【担当】

茨城県県民生活環境部廃棄物対策課
施設指導 G

TEL : 029-301-3027



環境省令第 19090513 号
令和元年 9 月 5 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年環境省令第 5 号。以下「改正省令」という。)が令和元年 9 月 4 日に公布され、同日から施行されることとなった。改正省令によって、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 10 条の 4 の 2 各号に掲げる基準に適合すると認められた者(以下「優良産廃処分業者」という。)が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の 2 倍とすることができる。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正省令の対象について

1 対象者

廃プラスチック類の保管上限の引上げによって、不適正処理の可能性が高まることのないよう、経営の安定性や遵法性等について通常の許可よりも高い基準で許可を受けている優良産廃処分業者のうち、廃プラスチック類が処分又は再生されるまでの間の保管を行う処分業者(中間処理業者)に限定する。

2 対象となる行為

改正省令は、廃プラスチック類の処分又は再生を行うまでの中間処理業者における保管を想定していることから、積替えのための保管を除くこととし、「廃プラスチック類の処理施設において、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合」に限定する。

3 保管量の上限

改正省令にある「当該施設の日当たりの処理能力」については、改正省令の趣旨が廃プラスチック類の保管上限に係るものであることから、必然的に廃プラスチック類の処理能力が該当する。なお、廃プラスチック類は他の廃棄物とは区別して保管すること。

4 産業廃棄物処分業に係る変更の届出

改正省令の対象となる優良産廃処分業者が、廃プラスチック類の保管上限を増やすために規則第10条の10第1項第6号に掲げる保管の場所に関する事項を変更した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項に基づき、当該変更を都道府県知事又は政令市の長に届け出なければならない。なお、当該届出に係る事項が規則第10条の6に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その届出をした産業廃棄物処分業者は、規則第10条の10の2に基づき、その書換えを受けることができる。

5 処理施設の点検又は修理期間中の保管上限

規則第7条の8第1項第2号に定める処理施設の定期的な点検又は修理の期間中における産業廃棄物の保管についても、優良産廃処分業者については当該規定の数量制限の計算の際に用いる基本数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量となる。

6 豪雪地帯指定区域内の廃タイヤ処理施設の保管数量の上限

規則第7条の8第1項第4号に定める豪雪地帯指定区域内の廃タイヤ処理施設においては、11月から翌年3月までの間を除く期間についてのみ、優良産廃処分業者は一日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量が保管上限となる。

7 その他

改正省令による廃プラスチック類の保管上限の変更に際し、各都道府県・各政令市においては、引き続き廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう、不法投棄の監視等についてより一層の強化をされたい。なお、廃プラスチック類等に係る処理の円滑化については「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」（令和元年5月

20日付け環循適発第1905201号・環循規発第1905201号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)において示した当面の対策について既に御協力いただいているところ、さらなる適正処理の確保や不法投棄防止等に資する体制の確保(都道府県が保有する未活用地を廃プラスチック類の保管場所として提供する等)についても検討されたい。

第二 より一層の火災予防対策の推進

廃プラスチック類は、消防法(昭和23年法律第186号)第9条の4第1項に定める指定可燃物として、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4に掲げる合成樹脂類に該当する可能性が高い。

今般、改正省令によって、優良産廃処分業者が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とすることができることになるところ、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に従って適正に処理することに加えて、消防法に基づき市町村条例において定められる物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に従い、火災防止に努めるよう、処分業者に対し、必要に応じて消防機関と合同の立入検査を実施すること等を通じて指導されたい。また、これらの廃プラスチック類の処理に係る火災防止の具体的な運用に当たっては、消防法又は市町村の火災予防条例等を所管する消防署等関係機関とも、より一層緊密に連携して対応されたい。